# 学内外の研究費の合算使用について　（2025.4.1 版）

学内外で獲得した研究費は、制限付きで合算して使用することができます。

学内研究費

個人研究費（科研準備金を含む）、若手研究者奨励費、
共同研究プロジェクト奨励費（プロジェクト型共同研究奨励費）、共創的研究奨励費

学外研究費（科学研究費を含む）

学外機関との共同研究や学外機関からの受託研究、また学外機関の公募する競争的研究費等、学外機関が研究を支援するために交付する研究費を指します。学外研究費の使用に際しては、学外機関が求める経費の執行ルール等を遵守する必要があります。

○：研究手法が同類であれば合算可能。ただし根拠資料の提出を要する場合あり。
△：学外研究費のルールや契約内容等によっては合算可能。

| | 個人研究費 | 若手研究者奨励費 | 共同研究プロジェクト奨励費（Ｐ型共同研究奨励費） | 共創的研究奨励費 | 学外研究費 |
|---|---|---|---|---|---|
| 個人研究費 | ― | ○ | ○ | ○ | △ |
| 若手研究者奨励費 | ○ | ― | ○ | ○ | △ |
| 共同研究プロジェクト奨励費（Ｐ型共同研究奨励費） | ○ | ○ | ○ | ○ | △ |
| 共創的研究奨励費 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ |
| 学外研究費 | △ | △ | △ | △ | △ |

※科学研究費の場合、原則合算使用は不可ですが、使用区分を明確（旅程（往復の別）、購入数量、エフォートなど、それぞれの経費で使用する数量等が客観的に明確な場合）にして、それぞれの目的に応じて経費を充当する場合等、例外として容認される場合があります。学外研究費によってルールが異なりますので、合算使用を希望される場合は、事前に事務局へご相談ください。